

平成 29 年就業構造基本調査の概要

1 調査の目的

就業構造基本調査は、国民の就業・不就業の状態を明らかにし、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的としている。

2 調査の法的根拠

就業構造基本調査は、統計法（平成 19 年法率第 53 号）に基づく基幹統計調査（就業構造基本統計を作成するための調査）として、就業構造基本調査規則（昭和 57 年総理府令第 25 号）に基づき実施した。

3 調査の沿革

就業構造基本調査は、昭和 31 年からほぼ 3 年ごとに実施してきたが、昭和 57 年以降は 5 年ごとに実施しており、平成 29 年調査は 17 回目に当たる。

4 調査の期日

平成 29 年 10 月 1 日

5 調査の範囲

(1) 調査の地域

平成 27 年国勢調査の調査区のうち、総務大臣が指定する約 33,000 の調査区とした。

(大阪市内は 26,625 調査区のうち 342 調査区)

(2) 調査の対象

指定された調査区のうち、総務大臣の定める方法により市町村長が選定した抽出単位（一つの世帯が居住することができる建物又は建物の一部をいう。）に居住する約 52 万世帯の 15 歳以上の世帯員約 108 万人を対象とした。

(大阪市内は約 5,400 世帯、約 11,000 人が対象)

ただし、次に掲げる者は調査の対象から除いた。

ア 外国の外交団、領事団（随員やその家族を含む。）

イ 外国の軍隊の軍人、軍属とそれらの家族

ウ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者

エ 刑務所、拘置所の収容者のうち、刑の確定している者

オ 少年院、婦人補導院の在院者

6 調査事項

調査は、15 歳以上の世帯員に関する事項及び世帯に関する事項からなっており、次の事項を調査した。

(1) 15 歳以上の世帯員に関する事項

ア 全員について

(ア) 基本事項について

氏名、男女の別、配偶者の有無、世帯主との続柄、出生の年月、就学状況・卒業時期、学校の種類、居住開始時期、転居の理由、転居前の居住地、収入の種類及びふだんの就業・不就業状態

(イ) 訓練・自己啓発について

職業訓練・自己啓発の有無及び職業訓練・自己啓発の種類

(ウ) 育児・介護の状況について

育児の有無、育児の頻度、育児休業等制度利用の有無・育児休業等の種類、介護の有無、介護の頻度及び介護休業等制度利用の有無・介護休業等の種類

イ 有業者について

(ア) 主な仕事について

従業上の地位・勤め先での呼称、起業の有無、雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間、雇用契約の更新の有無・回数、勤め先の経営組織、勤め先の名称、勤め先の事業の内容、仕事の内容、企業全体の従業者数、年間就業日数、就業の規則性、週間就業時間、年間収入、就業開始の時期、就業開始の理由、現在の雇用形態についている理由、就業時間又は就業日数の調整の有無、転職又は追加就業等の希望の有無、転職希望の理由、希望する仕事の形態、求職活動の有無、就業時間延長等の希望の有無、1年前の就業・不就業状態及び前職の有無

(イ) 主な仕事以外の仕事について

主な仕事以外の仕事の有無・従業上の地位及び勤め先の事業の内容

(ウ) 前職について

離職の時期、就業継続年月、離職の理由、従業上の地位・勤め先での呼称、前職の雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間、勤め先の事業の内容、仕事の内容

(エ) 初職について

現職又は前職と初職との関係、初職の就業開始の時期及び初職の従業上の地位・勤め先での呼称

ウ 無業者について

(ア) 就業の希望等について

就業希望の有無、就業希望の理由、希望する仕事の種類、希望する仕事の形態、求職活動の有無、非求職の理由、求職期間、就業希望時期、就業非希望の理由、1年前の就業・不就業状態及び就業経験の有無

(イ) 前職について

離職の時期、就業継続年月、離職の理由、従業上の地位・勤め先での呼称、前職の雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間、勤め先の事業の内容、仕事の内容

(ウ) 初職について

現職又は前職と初職との関係、初職の就業開始の時期及び初職の従業上の地位・勤め先での呼称

(2) 世帯に関する事項

15歳未満の年齢別世帯人員、世帯全体の年間収入及び15歳以上世帯人員

7 調査の方法

(1) 調査の流れ

調査は、次の流れにより行った。

総務大臣－都道府県知事－市町村長－統計調査員－統計調査員－調査世帯
(指導員) (調査員)

(2) 調査の方法

調査員が調査世帯ごとに調査票を配布し、及び収集し、並びに質問することにより行った。

ただし、政府統計共同利用システムを利用して報告された場合には、総務大臣が、政府統計共同利用システムから当該世帯に係る報告を求める事項を入手した。

(3) 報告の方法

報告は、調査世帯の 15 歳以上の世帯員又は世帯主が調査票に記入する方法及び調査員等の質問に答える方法により行った。

ただし、報告に当たっては、政府統計共同利用システムを利用することができた。

用語の解説

個人の基本属性に関する事項

1 年齢

平成29年9月30日現在における満年齢である。

2 配偶関係

配偶関係は、戸籍上の届出の有無に関係なく、現在、妻又は夫のある者を配偶者ありとした。

未婚…結婚したことがない者

配偶者あり…現在、妻又は夫のある者

死別・離別…妻又は夫と死別又は離別して、現在独身でいる者

3 世帯主との続き柄

世帯主……世帯（住居と生計を共にしている者の集まり）を代表する者

通常、世帯主とみなされる人であっても、例えば、出稼ぎや単身赴任・入院などで不在期間が3か月以上にわたる場合は、その配偶者を「世帯主」にするなど、必ず世帯員のうちからこれに代わるべき人を世帯主とした。

親族世帯員……世帯主の親族である世帯員

世帯主の配偶者…世帯主の妻又は夫

その他の親族世帯員…世帯主の配偶者以外の親族世帯員

非親族世帯員……家事あるいは営業のための単身の住み込みの従業者など、親族以外の人

4 教育

調査日（平成29年10月1日）現在、学校に在学しているか否かによって、「卒業者」、「在学者」、「未就学者」の3つに区分した。ただし、「未就学者」は、総数には含むが、個別に表章はしていない。

さらに、「卒業者」及び「在学者」については、それぞれ次の9つに区分した。

- ・ 小学・中学
- ・ 高校・旧制中
- ・ 専門学校（2年未満）
- ・ 専門学校（2年以上4年未満）
- ・ 専門学校（4年以上）
- ・ 短大
- ・ 高専
- ・ 大学

・ 大学院

また、上記の各学校と入学資格や在学年数が同等でこれらの卒業に相当する資格が得られるものについては、それぞれ該当する区分に含めた。

なお、専修学校・各種学校については、下表のように区分した。

専修学校・各種学校	集計区分	
	平成29年 (注1)	平成24年
専修学校専門課程（専門学校）		
新高卒を入学資格とする修業年限1年以上2年未満のもの	専門学校（2年未満）	高校・旧制中
新高卒を入学資格とする修業年限2年以上4年未満のもの	専門学校（2年以上4年未満）	専門学校
新高卒を入学資格とする修業年限4年以上のもの ^(注2)	専門学校（4年以上）	大学
専修学校高等課程（高等専修学校）		
中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧制中	高校・旧制中
各種学校		
新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの	短大	短大・高専
中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧制中	高校・旧制中

(注1) 統計表第210-1表（全国編）の平成29年の値は、平成24年の集計区分による。

(注2) 平成18年3月までの卒業者については、平成29年は「専門学校（2年以上4年未満）」、平成24年は「専門学校」とする。

5 収入の種類

通常得ている収入を、次のように区分した。なお、総数には収入なしを含む。

賃金・給料…会社、団体、官公庁、個人商店などに雇われている人が、その勤め先から得ている給料、賃金、賞与、役員手

当などの収入

事業収入（農業収入を含む）…個人商店や個人経営の農業などのように個人経営の事業から得られる収入や、自営の医師・弁護士、文筆家などの収入

内職収入…家庭で行う賃仕事から得ている収入

社会保障給付のうち

年金・恩給…国民年金（基礎年金）、厚生年金、共済年金、企業年金（厚生年金基金、適格退職年金、確定拠出年金、確定給付企業年金等）、恩給など

雇用保険…公共職業安定所から受ける雇用保険金

その他の給付…「年金・恩給」や「雇用保険」以外の生活保護などの社会保障給付

仕送り…別に住んでいる単身赴任や出稼ぎなどの親族や知人からほぼ定期的に送られてくる生計費

家賃・地代…家賃、間代、地代、権利金、小作料など、所有している家屋や土地の賃貸料などの収入

利子・配当…貯金・貸金の利子、公社債の利子、株式配当金、著作権・特許権の使用料などの収入

その他…上記以外の収入

世帯属性に関する事項

6 世帯

住居と生計を共にしている者の集まりをいう。

一般世帯…住居と生計を共にしている二人以上の集まり

なお、単身の住み込みの雇人は、その住み込んでいる世帯の世帯員とした。

単身世帯…一人で一戸を構えて暮らしている者や、単身で間借りをしている者、あるいは寮、寄宿舎、下宿屋などに居住する単身者一人一人

7 世帯の家族類型

世帯主とその親族のみから成る世帯について、次のように区分した。

なお、家族類型を決める際の「夫婦」とは、世帯内で最も若い夫婦のことをいう。世帯内に2組以上の夫婦がいる場合は、夫の年齢が最も若い方を「夫婦」とし、子供と親はこの「夫婦」からみ

たものである。

夫婦のみの世帯

夫婦と親から成る世帯

夫婦と子供から成る世帯

夫婦、子供と親から成る世帯

ひとり親と子供から成る世帯

母子世帯…配偶関係が配偶者なしの母親と18歳未満の子供から成る世帯

父子世帯…配偶関係が配偶者なしの父親と18歳未満の子供から成る世帯

兄弟姉妹のみから成る世帯…配偶関係に関係なく、配偶者が同居していなければ「兄弟姉妹」とする。

単身世帯…前記「6 世帯」を参照

高齢者世帯…次のいずれかに該当する世帯をいう。

- ・ 男性65歳以上と、女性60歳以上の者のみの世帯
- ・ 男性65歳以上の者のみの世帯
- ・ 女性60歳以上の者のみの世帯で、少なくとも1人65歳以上の者がいる世帯
- ・ 65歳以上の単身世帯（高齢者単身世帯）

8 世帯所得

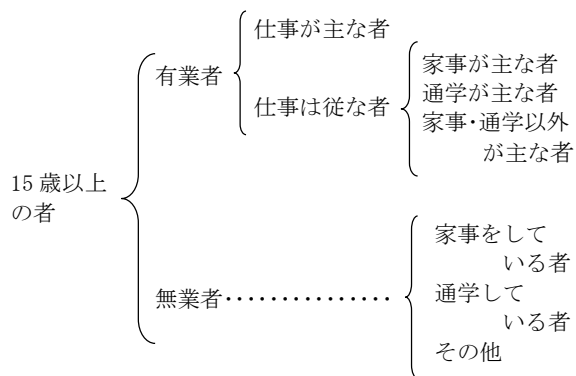
世帯所得とは、世帯主、世帯主の配偶者及びその他の親族世帯員が通常得ている過去1年間（平成28年10月～29年9月）の収入（税込み額）の合計をいう。

なお、年金、恩給など定期的に得られる収入は含めるが、土地、家屋や証券などの財産の売却によって得た収入、預貯金の引き出しなど所有財産を現金化したものや、相続、贈与、退職金などの臨時的な収入は含まない。

就業に関する事項

9 就業状態・仕事の主従

15歳以上の者を、ふだんの就業・不就業の状態により、次のように区分した。



＜就業状態の捉え方＞

国勢調査や労働力調査が月末1週間の就業・不就業の状態を把握しているのに対し、この調査では、ふだんの就業・不就業の状態を把握している。

有業者……ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日（平成29年10月1日）以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者

なお、家族が自家営業（個人経営の商店、工場や農家など）に従事した場合は、その家族が無給であっても、自家の収入を得る目的で仕事をしたことになる。

また、仕事があつたりなかつたりする人や、忙しい時だけ家業を手伝う人などで、「ふだんの就業状態」がはっきり決められない場合は、おおむね、1年間に30日以上仕事をしている場合を、有業者とした。

無業者……ふだん仕事をしていない者、すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者

10 従業上の地位・雇用形態

有業者を、次のように区分した。

自営業主……個人経営の商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述家、家政婦など自分で事業を営んでいる者

自営業主を、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」、「内職者」の3つに区分した。

雇人のある業主…自営業主のうち、ふだん有給の従業員を雇い、事業を営んでいる者

雇人のない業主…自営業主のうち、ふだん従業員を雇わず、自分ひとりで又は家族と事業を営んでいる者

内職者……自宅で材料の支給を受け、人を雇わず、作業所や据付機械など大がかりな固定的設備を持たないで行う仕事をしている者

家族従業者…自営業主の家族で、その自営業主の営む事業を無給で手伝っている者

雇用者……会社員、団体職員、公務員、個人商店の従業員など、会社、団体、個人、官公庁、個人商店などに雇われている者

会社などの役員…会社の社長、取締役、監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役職にある者

「会社などの役員」以外の雇用者を、勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の7つに区分した。

なお、「正規の職員・従業員」以外の6区分をまとめて「非正規の職員・従業員」として表章している。

正規の職員・従業員…一般職員又は正社員などと呼ばれている者

パート……就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」又はそれに近い名称で呼ばれている者

アルバイト…就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者

労働者派遣事業所の派遣社員…「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者

ただし、次のような業務に従事する者は含めない。

- ・ 港湾運送業務、建設業務、警備業務、医療関係の業務
- ・ デパートの派遣店員など
- ・ 民営の職業紹介機関やシルバー人材センターなどの紹介による場合や請負、出向

契約社員……専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある者

嘱託……労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者

その他……上記以外の呼称の場合

11 起業

「自営業主」及び「会社などの役員」のうち、今の事業を自ら起こした者を「起業家」とした。

12 雇用契約期間の定めの有無、1回当たりの雇用契約期間、雇用契約の更新回数

雇用契約期間の定めの有無について、「雇用契約期間の定めがない（定年までの雇用を含む）」、「雇用契約期間の定めがある」、「わからない」の3つに区分し、さらに、「雇用契約期間の定めがある」者について、1回当たりの雇用契約期間を次の8つに区分した。

- ・ 1か月未満
- ・ 1か月以上3か月以下
- ・ 3か月超6か月以下
- ・ 6か月超1年以下
- ・ 1年超3年以下
- ・ 3年超5年以下
- ・ 5年超
- ・ 期間がわからない

ただし、同じ事業所で、契約期間の更新を繰り返しながら働いている場合は、最初に契約したときからの通算ではなく、最後に契約した期間をいう。

<雇用契約の更新回数>

雇用契約期間の定めがあり、かつ雇用契約を更新したことのある者について、その更新回数を聞いた。

13 経営組織

合名会社・合資会社・合同会社、株式会社・相互会社（有限会社を含む）などの会社を除く組織については、次のとおり区分した。

個人……個人経営の事務所、工場、店などのほか、個人経営の農家、漁家など（家族従業員及び内職者を集計対象に含む統計表は、家族従業員及び内職者を含む。）

官公庁など…官公庁、国公立大学法人、独立行政法人、国営・公営の事務所（公立の小・中学校・高等学校、公立の病院など）

その他の法人・団体…医療法人、社会福祉法人、

公社、公庫、企業組合、協同組合、信用組合、労働組合、経済団体、研究団体、私立学校、後援会など

14 産業

産業は、有業者が実際に働いている事業所の事業の種類によって定めた。ただし、労働者派遣事業所の派遣社員については、派遣先の事業所の事業の種類によっている。

産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき、就業構造基本調査に適合するように集約して編集したものを採用している。

15 職業

職業は、有業者が実際に従事している仕事の種類によって定めた。

職業分類は、日本標準職業分類（平成21年12月改定）に基づき、就業構造基本調査に適合するように集約して編集したものを採用している。

16 従業者規模

勤め先の企業又は自ら経営する企業の規模を、本社、本店、支社、支店、工場、営業所など全て含めた企業全体の従業者数によって区分した。

ただし、国、地方公共団体、独立行政法人に雇われている者は、従業者規模にかかわらず「官公庁など」とした。

17 年間就業日数、就業の規則性及び週間就業時間

年間就業日数は、主な仕事に従事した1年間の就業日数をいう。年間就業日数が200日未満の者については、就業の規則性に基づき、次の3つに区分した。

規則的の就業……毎日ではないが、おおむね規則的に仕事をしている場合

季節的の就業……農繁期や盛漁期など特定の季節だけ仕事をしている場合

不規則的の就業…仕事があるとき、又は仕事が忙しいときのみ仕事をしている場合

また、年間就業日数が200日以上及び規則的の就業の者について、週間就業時間を調査した。この週間就業時間は、就業規則などで定められている時間ではなく、ふだんの1週間の実労働時間をいう。

18 所得

単に「所得」という場合は、本業から通常得ている年間所得（税込み額）をいう（現物収入は除

く。)

過去1年間に仕事を変えた者や新たに仕事に就いた者については、新たに仕事に就いたときから現在までの収入を基に、1年間働いた場合の収入額の見積りによる。

なお、所得別に集計した統計表のうち、家族従業者を集計対象に含むものは、総数に家族従業者を含む。

自営業主の所得…過去1年間に事業から得た収益，すなわち，売上総額からそれに必要な経費を差し引いたもの

雇用者の所得…賃金，給料，手間賃，諸手当，ボーナスなど過去1年間に得た税込みの給与総額

19 現職について理由

現在の仕事に就いた理由をいい，次の9区分とした。

- ・ 失業していた
- ・ 学校を卒業した
- ・ 収入を得る必要が生じた
- ・ 知識や技能を生かしたかった
- ・ 社会に出たかった
- ・ 時間に余裕ができた
- ・ 健康を維持したい
- ・ よりよい条件の仕事が見つかった
- ・ その他

20 現職の雇用形態について理由（非正規の職員・従業員のみ）

現在の雇用形態を選択した理由をいい，次の7区分とした。

- ・ 自分の都合のよい時間に働きたいから
- ・ 家計の補助・学費等を得たいから
- ・ 家事・育児・介護等と両立しやすいから
- ・ 通勤時間が短いから
- ・ 専門的な技能等を生かせるから
- ・ 正規の職員・従業員の仕事がないから
- ・ その他

21 就業調整の有無（非正規の職員・従業員のみ）

収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整しているかどうかによって、「就業調整をしている」と「就業調整をしていない」とに区分した。

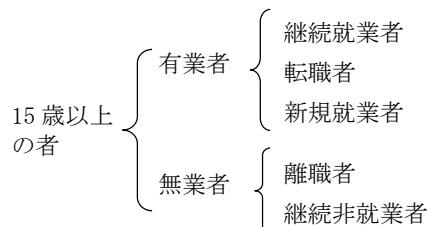
22 副業

主な仕事以外に就いている仕事をいう。

なお、副業を2つ以上持っている場合、従業上の地位及び産業の区分は、そのうち主なもの1つとしている。

23 就業異動

過去1年以内の就業異動により、15歳以上の者を次のように区分した。



継続就業者…1年前も現在と同じ勤め先（企業）で就業していた者

転職者…1年前の勤め先（企業）と現在の勤め先が異なる者

新規就業者…1年前には仕事をしていなかったが、この1年間に現在の仕事に就いた者

離職者…1年前には仕事をしていていたが、その仕事を辞めて、現在は仕事をしていない者

継続非就業者…1年前も現在も仕事をしていない者

また、就業異動の履歴により、15歳以上の者を次のように区分した。

入職就業者…前職がない有業者

転職就業者…前職がある有業者

離職非就業者…前職がある無業者

就業未経験者…前職がない無業者

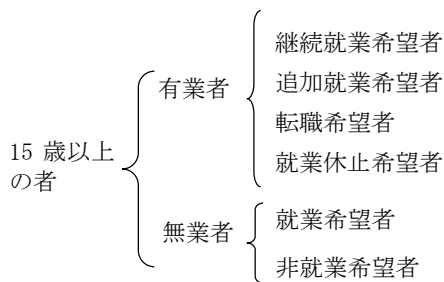
24 継続就業期間

現在の勤め先（企業）に勤め始めてからの期間をいう。途中で勤務地や職種が変わった場合でも、現在の勤め先に勤め始めてからの年数及び月数とした。

なお、季節的に一時休業する仕事であっても毎年繰り返しその仕事に就いている場合には、その休業期間中も継続して就業しているものとした。

25 就業希望

就業に関する希望により、15歳以上の者を次のように区分した。



継続就業希望者…現在就いている仕事を今後
も続けていきたいと思っている者
のうち、「追加就業希望者」に該当し
ない者

追加就業希望者…現在就いている仕事を続け
ながら、他の仕事もしたいと思っ
ている者

転職希望者…現在就いている仕事を辞めて、
他の仕事に変わりたいと思っ
ている者

就業休止希望者…現在就いている仕事を辞め
ようと思っており、もう働く意思の
ない者

就業希望者…何か収入になる仕事をしたい
と思っている者

非就業希望者…仕事をする意思のない者

26 就業時間希望

現在の仕事の就業時間をどのようにしたいか
で区分した。

今のままでよい…特に就業時間を変えたいと
思っていない場合

増やしたい…例えば、もっと収入を増やした
いなどの理由で仕事の時間や就業日数
を増やしたいと思っている場合

減らしたい…例えば、余暇時間を増やしたい
などの理由で仕事の時間や就業日数を
減らしたいと思っている場合

27 転職希望理由

転職希望者の転職を希望する理由をいう。

一時的についた仕事だから…現在の仕事が、希
望する仕事に就くまで暫定的に就い
た仕事である場合

収入が少ない…現在の仕事から得られる収入
では十分ではない場合

事業不振や先行き不安…倒産や人員整理のお
それがあるなどの理由から企業に将
来性がないと思っている場合

定年又は雇用契約の満了に備えて…近く迎え

る定年後の再就職のための仕事を定
年前に見つけたい場合など

時間的・肉体的に負担が大きい…就業時間が長
過ぎるなど、仕事が過重で肉体的に負
担が大きい場合や過度の緊張を要す
るなど精神的負担の大きい場合

知識や技能を生かしたい…現在の仕事に自分
の知識や能力が十分に生かされてい
ない場合や仕事の内容が自分に向か
ない場合など

余暇を増やしたい…より就業時間の短い仕事
に変わって、例えば、習いごとや学習
などのため余暇時間を増やしたいと
思っている場合

家事の都合…家事（出産、育児、介護、看護な
どを含む。）、結婚などの都合で他の仕
事に変更したいと思っている場合

28 希望する仕事の形態

有業者のうちの「追加就業希望者」と「転職希
望者」及び無業者のうちの「就業希望者」が就く
ことを希望する仕事の雇用形態をいい、次の8区
分とした。

- ・ 正規の職員・従業員
- ・ パート・アルバイト
- ・ 労働者派遣事業所の派遣社員
- ・ 契約社員
- ・ 自分で事業を起こしたい
- ・ 家業を継ぎたい
- ・ 内職
- ・ その他

なお、会社などの役員として仕事をしたいと考
えている者は「その他」に区分する。

29 就業希望理由

無業者が何か収入になる仕事をしたいと思っ
ている理由をいい、次の8区分とした。

- ・ 失業している
- ・ 学校を卒業した
- ・ 収入を得る必要が生じた
- ・ 知識や技能を生かしたい
- ・ 社会に出たい
- ・ 時間に余裕ができた
- ・ 健康を維持したい
- ・ その他

30 希望する仕事の種類

就業希望者が就くことを希望する仕事の職種

をいい、次の11区分とした。

- ・ 製造・生産工程職
- ・ 建設・採掘職
- ・ 輸送・機械運転職
- ・ 営業・販売職
- ・ サービス職業
- ・ 専門的・技術的職業
- ・ 管理的職業
- ・ 事務職
- ・ 農林漁業職
- ・ その他（保安職など）
- ・ 仕事の種類にこだわっていない

31 求職活動の有無

有業者のうちの「追加就業希望者」と「転職希望者」及び無業者のうちの「就業希望者」について、実際に仕事を探したり、準備したりしているかどうかによって、「求職者」と「非求職者」とに区分した。

「仕事を探したり、準備したりしている」とは、インターネットの求人・求職サイトや新聞広告の求人欄・求人情報誌を見て応募したり、公共職業安定所や民間職業紹介所に申し込んだり、直接人に頼んで仕事を探してもらっている場合やその結果を待っている場合、また、労働者派遣事業所に登録して仕事がかかるのを待っている場合や、事業を始めるための資金、資材、設備の調達などの準備をしている場合をいう。

32 非求職理由

就業希望者のうち非求職者が求職活動をしていない理由をいい、次の11区分とした。

- ・ 探したが見つからなかった
- ・ 希望する仕事がありそうにない
- ・ 知識・能力に自信がない
- ・ 出産・育児のため
- ・ 介護・看護のため
- ・ 病気・けがのため
- ・ 高齢のため
- ・ 通学のため
- ・ 学校以外で進学や資格取得などの勉強をしている
- ・ 急いで仕事につく必要がない
- ・ その他

33 求職期間

就業希望者のうち求職者が、仕事を探し始めた日、開業の準備を始めた時期から調査時点までの

期間をいう。

34 非就業希望理由

無業者で収入になる仕事をしたいと思っていない理由をいい、次の11区分とした。

- ・ 出産・育児のため
- ・ 介護・看護のため
- ・ 家事（出産・育児・介護・看護以外）のため
- ・ 通学のため
- ・ 病気・けがのため
- ・ 高齢のため
- ・ 学校以外で進学や資格取得などの勉強をしている
- ・ ボランティア活動に従事している
- ・ 仕事をする自信がない
- ・ その他
- ・ 特に理由はない

35 前職

現在の仕事に就く以前にしていた仕事又は現在無業の人が以前に仕事をしていた場合はその仕事。

※ 前職の継続就業期間、前職の離職理由、前職の従業上の地位・雇用形態、前職の雇用契約期間の定めの有無、前職の産業、前職の職業の各区分は前職の離職時期が昭和63年以降の者である。

36 前職の離職理由

前の仕事を辞めた理由をいい、次の15区分とした。

- ・ 会社倒産・事業所閉鎖のため
- ・ 人員整理・勧奨退職のため
- ・ 事業不振や先行き不安のため
- ・ 定年のため
- ・ 雇用契約の満了のため
- ・ 収入が少なかったため
- ・ 労働条件が悪かったため
- ・ 結婚のため
- ・ 出産・育児のため
- ・ 介護・看護のため
- ・ 病気・高齢のため
- ・ 自分に向かない仕事だった
- ・ 一時的についた仕事だから
- ・ 家族の転職・転勤又は事業所の移転のため
- ・ その他

37 前職の離職時期

転職就業者及び離職非就業者が前の仕事を辞めた時期をいう。

38 離職期間

転職就業者が前の仕事を辞めた時期から現在の仕事に就くまでの期間、離職非就業者が前の仕事を辞めた時期から調査時点までの期間をいう。

39 初職

最初に就いた仕事のことである。ただし、通学の傍らにしたアルバイトなどは、ここでいう最初に就いた仕事とはしない。

40 職業訓練・自己啓発

過去1年間（平成28年10月1日以降）に行った、仕事に役立てるための訓練や自己啓発をいう。

勤め先での研修…勤め先（又は勤め先に関係が深い機関、例えば、親会社、子会社、勤め先に関係する研修機関など）が直接企画する研修をいう。研修場所が勤め先以外の研修施設などで行われるものも含める。

大学・大学院の講座の受講…大学や大学院の講座の受講をいう。

専修学校・各種学校の講座の受講…専修学校・各種学校（例えば、英会話学校）の講座の受講をいう。

公共職業能力開発施設の講座の受講…職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校など公共の職業能力開発施設の講座の受講をいう。

講習会・セミナーの傍聴…講習会・セミナーなどの傍聴をいう。

勉強会・研究会への参加…勤め先内、勤め先外を問わず勉強会・研究会への参加をいう（自発的な有志の勉強会は含まない）。

通信教育の受講…通信教育の受講をいう（高校・大学などの教育課程のものは含まない）。

自学・自習…他人から教わらずに、自分一人で学習することをいう。勤め先の指示により仕事を覚えるために、独自に学習する場合も含める。

その他…いずれにも当てはまらない場合で、例

えば、個人教授の先生に教わる場合や自発的な有志の勉強会などをいう。

うち公的助成のあったもの…国又は地方公共団体などの公的機関から助成を受けて、自発的に行ったものをいう。

常住地移動に関する事項

41 居住開始時期

現在の場所に住み始めた時期をいう。

42 転居理由

現在の場所に住むことにした理由をいい、仕事の都合による理由か又はそれ以外の理由によるかで区分した。

（本人の仕事の都合）

- ・ 仕事につくため
- ・ 仕事をやめたため
- ・ 転勤のため
- ・ その他

（本人の仕事以外の理由）

- ・ 家族の仕事の都合
- ・ 通学のため
- ・ 結婚のため
- ・ 子供の養育・教育のため
- ・ 介護・看護のため
- ・ その他

43 転居前の居住地

現在の場所に住む前に住んでいた場所をいう。

育児・介護に関する事項

44 育児の状況

育児をしている…ここでいう、ふだん「育児をしている」とは、小学校入学前の未就学児を対象とした育児をいい、以下のようなことを指す。ただし、孫やおい・めい、弟妹の世話などはこれに含まない。

- ・ 乳幼児の世話や見守り
- ・ 乳児のおむつの取り替え
- ・ 就学前の子供の送迎、つきそい、見守りや勉強・遊び・習い事などの練習の相手
- ・ 就学前の子供の保護者会への出席

育児の頻度…ふだんの1日当たりの家事・育児時間*を次の6区分とした。

- ・ 1時間未満

- ・ 1～2時間未満
- ・ 2～4時間未満
- ・ 4～6時間未満
- ・ 6～8時間未満
- ・ 8時間以上

※ ふだんの1日当たりの家事・育児時間とは、通常（仕事をしている人は仕事をしている日）1日に行っている家事（炊事・掃除・洗濯など）や育児の時間をいう。

＜育児休業等制度の種類＞

育児休業などの制度について、利用した（取得した）制度の内容を以下のように区分した。

育児休業…子の育児のために、一定期間休業できる制度

短時間勤務…子の育児のために、1日の所定労働時間を短縮したり、週又は月の所定労働日数や時間を短縮したりする制度（隔日勤務、特定の曜日だけの勤務等の制度を含む。）

子の看護休暇…子の病気・けがによる看護のために取得できる休暇制度（年次有給休暇を取得した場合は含まない。）

残業の免除・制限…子の育児のために残業の免除・制限を受けることができる制度

その他…例えば、子の育児のために取得できる休暇制度、在宅勤務・テレワーク、深夜業の制限など

45 介護の状況

介護をしている…ここでいう、ふだん家族の「介護をしている」とは、日常生活における入浴・着替え・トイレ・移動・食事などの際に何らかの手助けをする場合をいい、介護保険制度で要介護認定を受けていない人や、自宅外にいる家族の介護も含まれる。ただし、病気などで一時的に寝ている人に対する介護はこれに含まない。

なお、ふだん介護をしているかはつきり決められない場合は、便宜、1年間に30日以上介護をしている場合を「介護をしている」とする。

介護の頻度…ふだんの介護日数を次の6区分とした。

- ・ 月に3日以内
- ・ 週に1日

- ・ 週に2日
- ・ 週に3日
- ・ 週に4～5日
- ・ 週に6日以上

＜介護休業等制度の種類＞

介護休業などの制度について、利用した（取得した）制度の内容を以下のように区分した。

介護休業…要介護状態にある対象家族を介護するために、一定期間休業できる制度

短時間勤務…要介護状態にある対象家族を介護するために、1日の所定労働時間を短縮したり、週又は月の所定労働日数や時間を短縮したりする制度（隔日勤務、特定の曜日だけの勤務等の制度を含む。）

介護休暇…要介護状態にある対象家族につき、取得できる休暇制度（年次有給休暇を取得した場合は含まない。）

残業の免除・制限…要介護状態にある対象家族を介護するために、残業の免除・制限を受けることができる制度

その他…例えば、介護のためのフレックス制度、在宅勤務・テレワーク、深夜業の制限など